

原告本人尋問は、昨年証拠として提出した「陳述書」をベースに行われました。被告に裁判引き延ばしをさせないために短時間で済ませ、原告と弁護団の綿密な打ち合わせによって、原告が一番裁判所に訴えたいことに絞った尋問を行いました。

また、裁判官や大勢の被告側弁護士を前に、法廷で証言する原告の緊張は計り知れないものです。この緊張を和らげるためのアドバイスをしながら証言内容を決めていく弁護士の姿に、多くの原告が励まされました。尋問を担当した宮武優弁護士に寄稿いただきました。

《原告の当事者尋問を終えて》

原告の思いを裁判官に伝える援助を

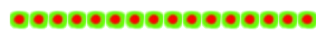
弁護士 宮武 優

いつもお世話になっております。弁護団員の宮武です。

皆様もこれまでの弁護団ニュースでご存じのとおり、原則として1世帯あたり1名の原告の方が、これまでに当事者尋問に臨んでこられました。今回の裁判では、三名の裁判官に加え、被告席には東電の代理人や国の指定代理人が多数座っており、当事者尋問に臨まれた原告の方々が受けた心理的圧迫は大変なものであったと思います。当事者尋問に臨まれた原告の方々におかれましては、本当にお疲れ様でした。



私は、他の弁護団員に比べて、さほど長く弁護士をしているわけではありませんが、弁護士として争いごとを解決する仕事をさせていただく中で思うのは、よくお話をうかがわなければ、その方の置かれている立場を理解することは難しいということです。



この度の原発事故は、福島に甚大な被害をもたらしました。原告の方々を含め、被害者の方々は、それぞれに大変辛く苦しい思い、また怒りの思いを抱いていらっしゃると思います。ですが、単に辛い、苦しい、許しがたいというだけでなく、その原因や背景、具体的にどのような点が辛いのかということをお伝えしなければ、いかに優秀な裁判官であろうとも、被害の実情を適切に理解することは難しいでしょう。また、原告の方それぞれに、辛い、苦しい、許しがたいと思っているポイントは異なっているはずです。当事者尋問に際しての弁護団の使命は、まさに原告の方々の辛さ・苦しさ・怒りを、裁判官が理解しやすい形で伝えることだと思います。

私は、いわゆるADRの手続(原子力損害賠償紛争解決センターでの和解仲介手続)、プロフィール陳述書や陳述書の作成を進める中で、2名の原告の方やそのご家族と何度もお話をさせていただくことができました。何度もお話をうかがったうえで当事

者尋問に臨めたことは、原告の方々の辛さ・苦しさ・怒りを、裁判官が理解しやすい形で伝えるための一助になったと思います。

また、私が担当した2名の原告の方も、ご自身が原発事故によりどれほど大きな被害を受けたかを、臆することなく落ち着いて訴えていらっしゃる、お二方の思いの丈はきっと三名の裁判官に届いたことと思います。お二方を始め、原告の方々が裁判官の前でお話しされている姿を見て、私も弁護団員として、これまで以上に原告の方々に支えなければならぬとの思いを新たにすることができました。

今回の裁判は、今しばらくの間、続くと考えられます。弁護団が裁判官に伝えた原告の方々の辛さや怒りの思いを判決に反映させられるよう、これからも力を尽くそうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これまでの裁判と証人尋問の経過

- 2013年9月11日 第一次提訴(32世帯90名)
- 2014年3月10日 第二次提訴(10世帯35名)
- 9月11日 第三次提訴(3世帯12名)
- 12月22日 第一次から三次訴訟が併合する(45世帯127名)
- 2014年4月25日 第1回口頭弁論
- 5月23日 準備的口頭弁論となる
- 2015年3月27日 裁判所が被告の異議を認めず、準備的口頭弁論を終結し、5/1からの証人尋問を決定
- 5月1日: 証人尋問始まる。原告側佐藤暁証人(責任論)主尋問
原告本人尋問始(7名)
- 5月22日: 原告本人尋問(10名)
- 6月26日: 原告本人尋問(11名)
- 7月31日: 原告本人尋問(4名)
- 9月11日: 佐藤証人の反対尋問
- 9月14日: 原告本人尋問(2名)
- 10月16日: 原告本人尋問(4名)
- 11月20日: 原告・所在尋問(1名)



<提訴日、裁判所に向う>

この間の原発をめぐる主な報道

- 10月15日 鹿児島・川内原発2号機が再稼動。(1号機は8月に新基準で初稼動)
- 10月20日 厚労省が、福島第一原発事故後の作業に従事し、その後白血病になった元従業員に労災認定。
※原発作業員の白血病の労災認定基準は、年5ミリシーベルト以上。
※原発作業員の防護基準の被ばく限度は、年50ミリシーベルト。
- 10月26日 福島県沖のM7.1の地震、福島第一原発の潮位計が壊れたままで津波の高さが測れず。
同日 福島第一原発の汚染地下水の海への流出を抑える「海側遮水壁」が完成。
同日 愛媛県・中村時広県知事、伊方原発3号機の再稼動に同意。
- 10月30日 電力10社が経常黒字。原油安で火力発電の燃料費の大幅下落が要因に。
東電は経常利益3651億円。3年連続の黒字。
- 11月13日 原子力規制委員会、高速増殖原型炉「もんじゅ」の運営主体の交代を勧告。
日本原子力研究開発機構が違反行為を繰り返す、規制委が「極めて異常な状態」と判断。
「もんじゅ」への税金投入1兆円で運転実績はゼロ。
- 12月8日 柏崎刈羽原発(新潟県)で安全設備関連ケーブルが新規基準に反して分離されておらず、審査の申請書類に「対策を講じている」と記述していたことが判明。新規基準では、安全上重要なケーブルは火災対策として分離することに。
- 12月15日 女川原発3号機(宮城県)と東通原発1号機(青森県・新規基準適合性審査申請中)において、安全設備関連のケーブルが新規基準に反して分離されていなかったことを東北電力が発表。
- 12月21日 住民の生活圏から20m以内にある森林の除染を進めているが、生活圏から離れた森林の除染は行わない方針に。(環境省)
- 12月24日 福井地裁、高浜原発3・4号機の再稼動の差し止めを命じた仮処分(4月)に対し、関西電力の異議を認めて再稼動可能に。

